

令和5年度 山梨大学融合研究実践ドクターフェローシップ募集要項

1. 目的

本学が強みとする、融合研究を進める分野に所属する大学院博士課程の学生を対象とし、これから到来する不安定で先が見えない時代を見据え、独立して研究が行える能力の確保に加えて、個に蓄積された諸学を融合して解決策を創造し、その実現に向けて自由に分野や業種を越境できる勇気と実行力を身に着けた学生の育成を目指し、研究力の向上及び待遇向上とキャリアパスの支援を目的とする。

2. 募集対象

山梨大学医工農学総合教育部博士課程の専攻に在籍、または令和5年10月に入学、進学予定で以下の応募申請資格を有する者（特に融合研究を進める分野の者）

3. 採用人数

令和5年度 1名（欠員補充枠）

4. 応募申請資格

応募申請資格は、「2. 募集対象」に規定する学生で優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する以下の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 申請時において令和5年10月に本学大学院博士課程に入学（進学）予定であるか、博士課程に在籍する者であること（「社会人学生」として扱われている者のうち所属企業等から十分な生活費相当額の受給がある者また受給可能な制度がある者、休学者及び標準修業年限を超過している者は除く）。
- (2) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度等による支援を受ける留学生、その他本国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。また、「VUCA 時代対応型博士人材育成プロジェクト」、「Co の花フェローシップ」採択者ではないこと。

5. フェローシップ期間

期間は令和6年3月末までとするが、研究成果の報告発表会を行い、その状況によっては支援を取りやめる場合がある。また、当該年度の政府予算配分により支援が終了となる場合がある。

6. 支援内容

研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究に取り組む機会を提供することにより、将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、研究専念支援金及び研究費を支給する。

- ・研究専念支援金 月額15万円 (本学の定める日に支給)
- ・研究費 年額20万円

※留意事項

予算の状況により研究専念支援金(生活費相当額)が変更となる場合があるが、上記金額より減額となることはない。

7. 申請手続

申請書類：別紙申請書（様式1）

様式1を提出期限までに教務企画課大学院支援室に
e-mail (inshien-as@yamanashi.ac.jp) 添付にて提出

※留意事項

- ・提出する際のメール件名は【博士課程学生支援事業申請】としてください。
- ・提出期限を過ぎた場合は申請を認めません。
- ・メール受領後、翌日中（土日を除く）に受領メールを返信します。受領メールが届かない場合は、速やかに inshien-as@yamanashi.ac.jpまでご連絡ください。

8. 申請書提出期限

令和5年 10月 16日（月） 15時まで（期限厳守）

9. 選考

山梨大学融合研究実践ドクターフェローシップ選考審査委員会において行う。

10. 選考方法及び審査方針

選考は、申請書及び研究計画等に関するプレゼンテーションにより、以下の（1）から（4）の審査方針に基づいて行う。

- (1) 学術の将来を担う優れた研究者になることが十分期待できること。
- (2) 自身の研究課題設定に至る経緯が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- (3) 研究を遂行する能力が優れていること
- (4) 日本学術振興会特別研究員への申請経験があることも重視する。

11. 選考結果

選考結果は申請者本人及び指導教員に通知する。

12. フェローの義務

制度の趣旨に鑑み、以下の義務を負う。

- (1) フェローに決定後、令和6年3月末までの具体的な研究計画書を提出すること。
- (2) 出産・育児に係る中断又は傷病を理由とする中断の場合を除き、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること
- (3) 本学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること
- (4) 研究活動の状況を定期的に本学に報告すること
- (5) メンターによる面談を定期的に受けること
- (6) 日本学術振興会特別研究員への申請を行うこと
- (7) 研究活動に際しては、研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守のうえ、不正行為のないよう効率的に研究を実施すること

13. 支援の取り消し

以下の事由に該当することとなった場合は、研究専念支援金及び研究費の支給を停止し、返還を求める場合がある。

- (1) 4. の申請資格を喪失した場合
- (2) 研究計画の遂行状況又は前条の義務の履行状況が不十分と認められる場合
- (3) フェローから辞退の申し出があった場合
- (4) その他学長が支援を取り消すべき事由があると判断した場合

2 返還額については次のとおりとする。

研究専念支援金

区分	減額の基準
月の1日から15日までに受給資格が得られた場合	当該月分を全く減額しない
月の16日以降に受給資格が得られた場合	当該月分の1/2の額を減額する
月の1日から15日までに受給資格が取りやめとなった場合	当該月分の全ての額を減額する
月の16日以降に受給資格が取りやめとなった場合	当該月分の1/2の額を減額する
月の最終日に受給資格が取りやめとなった場合	当該月分を全く減額しない
死亡した場合	当該月分を全く減額しない

研究費

受給資格を得た日から取りやめとなった日までの未使用分。

14. キャリアパスについて

- ・フェローが希望する場合は、博士課程修了に引き続き本学特任助教として雇用することがある。
- ・上記特任助教の雇用期間は2年とし、雇用期間満了前の審査(教員評価の結果等)により、雇用更新又は雇用期間の定めのない職員として採用することがある。

15. 留意事項

- ・研究専念支援金は雑所得として課税対象となり、所得税に関する確定申告が必要となるため、各自が責任をもって確定申告を行うこと。
- ・研究活動に支障がない範囲のTAやアルバイトの賃金、学会からの学術賞等の賞金、有償インターンシップの報酬を受けることは可能。
- ・すでに他の奨学金等の支援を受けている場合、相手側機関の受給要件の確認を行い、当該

奨学金等の辞退など適切に対応すること。

- ・4. (1) における「所属企業等から十分な生活費相当額」は定期的な収入で240万円/年を基準とし、収入状況の確認のため、根拠となる書類の提出を求める場合がある。

16. その他

- ・本事業採択者には、研究活動に専念すること等について、追って誓約書を提出していただきます。
- ・本事業採択者は、本学ホームページにて専攻・コースと氏名を公表します。
- ・支援学生選考後、採択学生の指導教員には当該学生に対する教育・指導方針について記載したものを提出いただきます。様式等については選考結果通知時にお知らせします。
- ・採択された場合は、授業料免除の支援を行う場合があります。

(担当) 教務企画課大学院支援室

内線 : 8042、8271

e-mail inshien-as@yamanashi.ac.jp